

第三十一次国会 商工委員会 議案録 第二十二号

昭和三十四年三月三日(火曜日)

午前十時二十九分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君

理事小川 平二君 理事小泉 純也君

理事小平 久雄君 理事中村 幸八君

理事南 好雄君 理事加藤 鏡造君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

赤澤 正道君 新井 京太君

岡部 得三君 岡本 茂君

鹿野 彦吉君 木倉和一郎君

坂川 英一君 始関 伊平君

關谷 勝利君 中井 一夫君

野田 武夫君 野原 正勝君

濱川 正信君 細田 義安君

渡邊 本治君 板川 正吾君

内海 清君 大矢 省三君

勝澤 芳雄君 久保田 豊君

小林 正美君 鈴木 一君

中嶋 英夫君 水井勝次郎君

水谷長三郎君

出席政府委員

通商産業政務次官 中川 俊忠君

通商産業事務官 森 誓夫君

(輕工業局長)

通商産業事務官 樋口 誠明君

(石炭局長)

委員外の出席者

農林事務官 山路 修君

(農林經濟局肥料課長)

通商産業事務官 村田 豊三君

(輕工業局長)

肥料部長 村田 豊三君

専 門 員 越田 清七君

三月二日 委員水井勝次郎君辞任につき、その補欠として阿部五郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員阿部五郎君辞任につき、その補欠として水井勝次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員堂森芳夫君辞任につき、その補欠として久保田豊君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十八日 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七五号)

同日 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七五号)

中川通商産業政務次官

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

のでありまして、同法は、石炭鉱業の合理化をはかり、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし、石炭鉱業合理化計画に基いて石炭鉱業の整備、坑口の開設制限及び未開発炭田の開発等を行うことを主たる内容とするものであることは御承知の通りであります。このうち、石炭鉱業の整備は、石炭鉱業の体質を改善し、あわせて石炭コストの引き下げをはかるため、石炭鉱業整備事業団で年間生産能力三百三十万トンを目標として非効率炭鉱の買い上げを実施しているものであります。

今回の改正法案は、本年一月二十八日開催しました石炭鉱業審議会において、石炭鉱業整備事業団による非効率炭鉱の買取ワクをさらに百万トン増加する旨の答申がありましたので、この実施に必要な費用に充てるため、石炭の採掘を目的とする採掘権者及び粗鉱権者の納付金の納付期間をさらに一年間延長して昭和三十六年八月末までにしようとするものであります。

御承知のように、最近におきましては鉱工業生産もようやく上昇の傾向にありますが、千百万トンをこえる膨大な貯炭に直面している石炭鉱業におきましては、予想される石炭需要の回復が直ちに現在の不況解消をもたらすと期待することは困難でありまして、むしろ、事態の推移いかんによりましては、再び昭和二十八年、二十九年当時の混乱状態に立ち至ることも懸念されております。このため、政府といたし

ましては、本年度以上の生産調節の指導、貯炭資金の確保、輸入エネルギーの節減、石炭需要の喚起等の諸施策の実施により不況の打開に努める方針であります。このたびの法律改正は、不況対策の一環として非効率炭鉱の買取ワクを増加して、不況時において予想される非効率炭鉱の倒産に伴う各種の弊害を除去しようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨でございますが、今回の買上増加に伴い離職する鉱山労働者は、職業紹介の強化その他公共事業及び失業対策事業等により極力これを吸収するよう十分の措置を講ずる考えであります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切に希望する次第であります。

○長谷川委員長 以上で趣旨の説明は終了しました。なお本案についての質疑は後日に譲ることいたします。

○長谷川委員長 次に、小売商業特別措置法案、商業調整法案、硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案、輸出品デザイン法案、右四件を一括し議題といたします。審査を進めます。勝澤芳雄君。

○勝澤委員 私はただいま議題となりました硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案についての質問をいたしたいと存じます。大臣がお見えになっておりませ

○長谷川委員長 これより会議を開きます。去る二月二十八日に当委員会に付託されました石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし審査に入ります。通商産業政務次官より趣旨の説明を聴取することといたします。

ので、その分につきましては一つ次官の方からお答えを賜りたいと存じます。

まず硫安工業の合理化の現況について一つ御説明を賜りたいと思うのですが、硫安工業の合理化の最終的な目標は、トン当り五十ドルということがこの肥料二法が成立を、当時の価格が六十五ドルであったから、この五年間に十五ドル程度を下げるのがこの合理化の目的だったと存じます。その内訳は、硫安工業の合理化に基づくものが七・二ドル、操業度向上によるものが三・二ドル、関連産業の合理化によるものが四・六ドルというように承知をいたしておりますが、最近の実績を見てみますと、合理化の効果と考えられるものが四・七ドル、増産の効果と考えられるものが三・三六ドル、合計して八・〇七ドルにすぎないわけでありまして、十五ドルの引き下げの目標が今日達成されていない。当時五十ドルの目標ですら甘過ぎるではないかと、四十五ドル程度を目標にして、もっと積極的な合理化というものを進めるべきではなからうか、こういうことがいわれておったのであります。一体この目標はどういう隘路があつて達成できなかったか、こういう点についてちょっと御説明を願いたいと存じます。

いたしましては、まず合理化の方法としてガスの合理化をやる。これは現在われわれがいたしております、また世間でいってありますような原料の流体化を促進するというよりは、むしろ石炭を原料として使うが、その合理化の方法をやるということで、たとえばコッパース炉を使うというふうな、そういう新しい方法を一応当時考えておったのであります。そのほかその後の段階におきます加工設備の改善で、たとえば高圧一貫方式の採用とか、あるいは流動焙焼設備を作るといふふうにして、アンモニア合成あるいは硫酸の製造等の合理化のことも同じような強さをもつてうたつていたのであります。またそのほか肥料形態の変更とか、あるいは多角経営への進出といひますか、そういうふうなことが合理化のおもなる方法としてあげられておりました。そのほかに量的な増産によるコストの引き下げということも考えていたわけでありまして、たゞいま勝澤先生が御指摘のように、当時六十五ドルのコストのものを五年後には五十ドルに引き下げるといふ計画であつたのであります。またこれを実施するため生産能力の変化としましては、昭和二十八会計年度では能力が二百九十万吨ございましたが、それを五年後に三百十万吨にするといふ計画でござりました。また所要資金は三百十億円を投下するといふことであつたのであります。

そのような計画が今日になってどういふ実績を示したかと申しますと、第一には、生産能力は当時の目標としておりました三百十万吨はすでに昭和三十年度に実現してしまつて、昭和三十

十二会計年度末では能力が四百六十万吨になっております。六割の増加といふことで、これは当時予想しなかつたほどの大きな増加でござります。その増産によるコスト低下ということからは、こういう能力の大量の増加によつてずつと実現できたといふことがいえるのであります。それから投下資金でござりますが、実績から見ますと、計画は三百十億円でありましたが、実績は六百億円を投入しております。当初の約倍投入をいたしております。コスト引き下げの効果としては、当時六十五ドルであつたものを昭和三十三年肥料年度のマル公を基準にして見ますと、マル公は五十五・〇五ドルでござりまして、おおむね十ドル近いものが下つておるといふことが言えるわけでありまして、しかしながら、これは当初の目標に比へまして、三分の二程度の達成率でござります。なぜこのように達成率が当初の目的に比べて低いかと申しますと、過去五年間で原材料の値上り、特に石炭系の増が一四、五％くらいござります。それから労務費の値上りもござります。これは大ききばに言つて、大体給与ベースにして四割くらい上つておるわけでありまして、それから運賃もやはり一四％前後上つております。そのほか、このような大量の資本投下のために、償却あるいは金利が、当時予想しておりましたよりも大きくなつております。そういうようなことで、当初予想していたよりも悪い条件がいろいろありまして、これが大体六ドルないし七ドルくらいに相当していると思ひますが、そういうマイナス効果がありましたために、差引の結果としましては、マル公として十

ル前後の引き下げにとどまつたということになっております。もしそういう要素が、マイナスの効果になかつたとしたら、当初の目標の十五ドルの引き下げは実現できておつたといふふうに考えるのでござります。

○勝澤委員 五十ドルの目標が達成できなかった原因として、三つの問題点をあげられておるのですが、しかしこの問題も、この肥料二法を制定する当時の見通しとしては、十分この見通しはわかつておるはずだと思つたのです。この見通しをもつて当然この目標というものは立てられたと思つたのです。その当時の目標の立て方が甘かつたんじゃないか、こういうふうに思うのですが、その点どうでしょうか。

○森(善)政府委員 御指摘のような点もなくはないと思ひますが、ただ、こういう計画を作る場合に、少くとも、たとえば給与ベースがこれこれ上るといふようなことを前提にすることは、非常に悪影響もござります。そういうことはできないことであらうと思ひます。また石炭等の値上りにつきましては、どの程度の値上りになるか、むしろ当時は、大いに石炭鉱業の合理化をやつて、相当炭価は下げるといふような政策をとらうとおつた時期でござりまして、そういうものの値上りといふことは予想できなかったことだと考えますが、いずれにしろ、こういう原価の将来を推定する場合に、あまりそういう要素の値上りを計算に入れないといふことは、いろいろほかにも関連した悪影響も起つて参りますので、それはやはりそういう考え方はとれなかつたのだといふふうに考えております。

○勝澤委員 今労務費の値上りという問題を少し言われておるのですが、これは肥料審議会の三十三年七月二十九日のこの議事録を見ますと、こういうことが河野委員から言われておるのです。たとえば、二万円以上の賃金を払つておるのは、大体バルク・ライン内の生産費の安いところで高い賃金を払つておるといふことです。バルク・ラインに落後しておるのは結局賃金が安い、バルク・ラインの中に入つておるところで生産費が安いところ、高い賃金を払つておる。そしてバルク・ラインに落後しておるのは賃金が安い、こういうことを言われておるのですが、この点からいくと、労務費が上つた上つたといふことよりも、生産コストを下げるためのもっと合理化といひますか、生産費の削減といひますか、こういう点に欠けておつたのであつて、労務費が上つたことで目標が達成できなかった原因といふように考えられておるといふことは、少しごまかしのようになつておるのです。

○森(善)政府委員 設備の合理化あるいは近代的な生産方法をとるといふことは、生産費にどういふ影響を与えるかと申しますと、これは製品のトン当りの労務費の削減あるいは原単位を向上することによつて、トン当りの材料費を削減するといふふうには働いてくるわけでありまして、コストの非常に安い工場といふのは、やはり設備あるいは製造方法の合理化をやることによつて、製品のトン当りに含まれております労務費なり材料費をほかの工場よりもさらに引き下げたといふことが言えるのでありまして、そのためコストが安くなるというわけですね。

従って、給与ベースが上りましても、いろいろな合理化をやることによつて、製品のトン当りに含まれておりまする労務費というのは、これはだんだん下ってくる、そういう傾向になってくるわけでありませう。従つて、もし給与ベースが横ばいになっていたら、ならば、製品のトン当りに含まれていない労務費はもっとと少なくなつたであろうということが言えるわけでありませう。同じことが材料費についても言えるわけです。たとえば材料費の石灰一トンの値段はかりに上るにしても、硫酸一トンの中には含まれる石灰費というものは、原単位の向上等によつて、合理化によりまして、下つてくるというところが同じように言えるわけでありませう。そういう場合にも、やはり材料費の単価が上らなければ、さらにトン当りの材料費は下つてくるということが言えるのでございませう。

○勝澤委員 それでは、このコスト引き下げのために、通産省として、この法律を制定した当時からの五年間に、具体的にどういふような指導をされてきたか。あるいは投資資本の状況、あるいは政府のこれについての融資の心配といふか、こういう問題について一つ御説明を賜りたいと思ひます。

○森（善）政府委員 お手元にお配りいたしております資料の中で、肥料工業に対する資金の投下実績というのがございませう。この統計を集めました中で、十九ページにそれが出ております。第一次の合理化計画の当初の資金投下計画は、先ほど申し上げましたように三百億円であつたわけでありませうが、それがこの合理化の途上におきま

して、六百億円と約倍に達してあります。この資金の調達に当りましては、それぞれの内訳別の数字が出ております。こういう中で、市中融資あるいは別口外貨その他こういう一般的な融資につきましては、われわれとしては大蔵省と連絡をとりまして、そういう市中金融機関、これに準ずるものの子についていろいろ便宜をはかつてもらうようお願いをしておつたわけでありませうが、特に直接的に働くものとしては、財政資金というのがございませう。これは初めの三年間がいは、こゝにありませう。多量ときは十億あるいは八億という、こういう財政融資を実現してきたのであります。三十一年度は下つておりますが、これは一般に金融が非常に緩和いたしましたので、大休市中融資で原則として産業資金をまかなうというふうな機運になつたために、こうなつておるのでありますけれども、大休五年間に三十四億という財政融資をいたしておるわけがございませう。このようにいたしまして、財政資金の面でも特に市中融資のつきにくいような企業者に対しては、別に政府が融資をして、これを一つの中核といたしまして融資の促進をしていくということにいたしましたのであります。そのほか合理化設備につきましては特別の償却を認めるとか、あるいはその機械の輸入については輸入税を免除するとか、あるいは外国技術の導入についても十分な審査をして、いいものを選んでいくというふうな、そういう行政指導をやつて参つておる次第であります。

○勝澤委員 この資金の投下実績を見ても、また先ほどの説明の中

でも、三百万トン計画について四百六十万トンと生産量はふえて、資金の投入についても三百十億の予定が六百億も投入されている。設備も十分よくなり、それから生産計画も上つていくにかかわらず、コストだけが旧態依然たるものだ、そしてなおかつ最近肥料会社は経営がなほだ悪い悪いといふことを言つておられるけれども、現実にはこの投資の状態を見ても、大部分が自分資本を中心とした投資というものが自己資本を中心とした投資でやられておつて、財政投資というものは三十四億だけだ、そうすると相当肥料会社というものはもうかつておる、こういうことが言えると思ふのですが、その点どうでしょう。

○森（善）政府委員 肥料工業の経理状態あるいは収益状態については、やはりお手元にお配りいたしました資料の終りの方にいろいろな角度から見たものが出ております。たとえばこの資料の二十一ページのところ、総資本収益率、配当率及び配当金対社内留保の推移、それから二十二ページの配当率の推移、その次の総資本収益率の推移、こういう角度から肥料工業の経理、あるいは収益状況を計数的に表わして、他の一般製造工業平均あるいは化学工業平均との比較を見やすく表裏にして表わしてあるわけでありませう。これによって容易にござんただけますように、第一次合理化計画の当初の時期では、肥料工業の大休そういう収益を表わす諸指標は、他の産業と比べまして色色はなかつたのであります。が、大休三十一上期から、ござんのように他の産業に比べまして非常に悪くなつて参つております。これは何に原因するかということなんでしょう。

○勝澤委員 この資金の投下実績を見ても、また先ほどの説明の中

すが、一口に言ひますと、国内の価格が合理化を奨励するような非常にきびしいものであつて、あのバルク・ライソ方式のやり方であつた場合に、内需量の範囲でコストの安い工場だけの生産費の加重平均をいたします関係上、全体の生産量に占める内需量の比率がだんだん低下していきつて、そのマル公は非常にきびしいものとなつてくるわけでありませう。このバルク・ライソ方式を実施いたしました二十九年度当初のころは、輸出量が全体の二割程度であつたわけですが、従つて、全体の生産量の八割のものをコストの安い順から拾つていきまして、その加重平均をしておつたわけでありませう。従つて、このときのマル公は全工場にとつても割合耐えやすいものでございませうが、最近の昭和三十三年年度のマル公の設定に当りましては、生産量は非常にふえておりますが、内需はそれほどふえておらず、従つて輸出量が非常にふえておらず、輸出量が全体の生産量の四割を占める。半面からいいますと、コストの安い工場から拾つていって、全体の生産量の六割に達するまでの工場を拾つて、その加重平均をするというのであつて、バルク・ライソに入ってくる量が、輸出がふえませんでした。関係で、だんだん減つてくる結果になつてくるので、その加重平均をとりますものから、マル公が非常にきびしいものになつて参るわけでありませう。具体的に言ひますと、お配りいたしました資料にもございませうが、三十三年年度の計算では、バルク・ライソに入ってくる工場が八工場ございませう。その八工場の加重平均をいたしますから、マル公で大休予定した利潤を上げられる工

場は三工場ということになります。これが昭和二十九年のものに比べますと、バルク・ライソに入るのが十工場、マル公で大休予定した利潤を上げ得るものが五工場ということになります。そのように、最近になってだんだん輸出量がふえてくる結果、バルク・ライソに入る工場の数が減つて、そのためにマル公が非常に低いところできめられるということになつてきているわけでありませう。この表はお手元にお配りいたしました資料のうちの十二ページにございませう。十二ページにそういうバルク・ライソの推移についての表がございませう。そういうことが、最近になつて肥料工業の経理は他産業に比べて悪くなつたということが言ひ得る一つの原因だと思ひます。

○勝澤委員 コストの問題はまたあとでお伺ひすると思ひます。三十三肥料年度におけるところの生産の状況、それから内需並びに輸出の見通し、こ

もう一つは、輸出価格がだんだん下つて参りまして、最近に至りましては輸出赤字がだんだんふえてきているというところが、実質的に経理を苦しめている原因になつておると思ひます。もちろん一応その赤字は硫酸輸出会社で形式上は遮断いたしておりますけれども、硫酸輸出会社の赤字即ちメーカーの赤字と考へていいと思ひますが、肥料工業の赤字は、内外からの原因でふえてきているような情勢にあると思ひたいと思ふのでございませう。とにかくそういうふうにして、経理が苦しいか来であるかということ、最初に申し上げましたように、肥料によつてござんただけは一目瞭然であると思ひるのでございませう。

○勝澤委員 コストの問題はまたあとでお伺ひすると思ひます。三十三肥料年度におけるところの生産の状況、それから内需並びに輸出の見通し、こ

れらについて一つ御説明を賜りたいと思ひます。

○森(善)政府委員 お手元の統計集の第二ページに、昭和二十八年度から三十三年度までのア系窒素肥料の生産、内需、輸出等についての数字が詳細に出ております。この三十三肥料年度について見ますと、ア系窒素肥料全体の生産は四百四十三万六千トンであります。内需は二百六十五万九千トン、輸出が百九十四万三千トン、この輸出とありますのは輸出可能量、輸出してもいい余力という意味でございますが、そのようにして在庫が、翌年度に繰り越すものが十八万トンということになっておるのであります。大体過去五年のこれらの項目の数字の推移の大勢について申し上げますと、生産は毎年大きくなってきて、三十三万トンないし五十万トンくらいずつふえておられます。特に最近になって五十万トンくらいふえておるといふ大量増加の傾向が見えておられます。ところで、これに対して内需は大きくなって、毎年十五万トン程度しか増加しない。従って、生産増加量を内需で消化できないその差額が輸出可能量として出てくる。その結果として、輸出可能量は最近加速度的に増加したしておるわけでございます。輸出量について見ますると、たとえば昭和二十八年度は五十万トン前後でございましたものが、三十三肥料年度では百九十九万トンの輸出余力を持つ、こういう状態になっております。三十三肥料年度のこの数字は、肥料審議会できめました三十三肥料年度の計画でございます。実績はまだ完全に締め切ることのできない段階でござい

ますが、大体これとはそう大きい食い違いのない状態にたまたま進行いたしております。もっとも輸出につきましては、ただいまの見通しとしては百六十万トン前後ではないかというふうに考えております。

○勝澤委員 二月二十八日の日本経済新聞の報道によりますと、「二十六日ワシントンで行われたインドの肥料国際入札で、西独、イタリアなどが日本よりかなりの安値で入札したことがわかった。」ということが出されておりました。この中で、この状態というものは、西独やイタリアの安値の問題は、日本の肥料輸出に対する巻き返しではないだろうか、従ってこれとの競争をどうの沼に入るのじゃないか、こういう点から、やはり何らかの国際的な話し合いが必要ではないだろうか、こういう点をいわれております。それと同時に、業界としてこの肥料の延べ払いを認めてもらいたい、あるいは肥料を賠償物資に指定する、あるいはまた中共貿易、こういうような要望が強いようでありまして、これに対するお考え方を伺いたい。

○森(善)政府委員 先般インドで西独とかイタリアが国際入札をいたしたというところは、ただいまお話の通りでございますが、これはその前にやはりこの初めでございますが、日本が四十三ドルでインドの大量需要約三十万トンの落札をいたしたのでございます。この際はドイツ、イタリア等は手が出なかつたのであります。それに対する巻き返しとして今度はインドが入札をいたしておるのであります。この量は三万五千トン程度であります。わが

方としましては、今後大量の国際入札に際しましては、これを必ずとるといふ強い態度でいかなければならないと思つておるのでございますが、インドの場合はそういうわけで日本が見送つたわけでございます。今後輸出の振興方策としましては、ただいま御指摘のよう賠償物資に指定していく、あるいは決済条件を緩和するとかあるいは求償貿易の中に入れて、他国から物を輸入する場合に、それと置き合せて肥料を輸出するというふうなやり方をとるといふことを進めていかなければならないと思つております。そのほか現在政府としては海外の肥料の生産事情あるいは山卸等につきまして調査をするような調査団を派遣する、また海外の、たとえば東南アジアの需要を喚起する、あるいは日本の肥料をそういう地域に対して宣伝するためのサーピス・センターを設置する、これは現にパンコックに設置して今活動中でございますが、そのようなことをやる、また輸出用の肥料の非需要期におきます一種の滞貨と申しますか、それに対しては相当の融資をして、あまり安売りをしないでもいふような、力をつけるといふふうな一連の輸出振興策を今後とも政府としては強力に推し進めていきたいというふうな考えでおります。先ほど私ちょっと間違つたことを申しましたが、ことしの初めにインドで三十万トン落札をいたしたと申しましたのは、昨年十一月のことでありましたので訂正させていただきます。

○勝澤委員 輸出価格についての国際的な話し合いについてはどうなんでしょうか。

○森(善)政府委員 現在国際的の輸出競争が非常に激しい、まさに戦国時代とも言うてよい状態でございます。これは将来何らかの形で秩序づけられるということが望ましいものと考へております。また正式の動きにはなつておりませんが、現在いろいろな国際間の無秩序な競争が、ある程度調整されるような動きも若干出てきております。われわれとしてはそれが日本の不利にならないように、軌道に乗ることを希望いたしておるわけでございます。

○勝澤委員 この法律をまた延長するという建前の中で、合理化の計画が出されておりますが、この計画を見ますと、この計画の中では五十四ドルから四十七ドルに下げることが目標として強力に合理化を促進するものだ、こういうふうな書かれておりますが、先ほどの御説明では五十五ドルということが言われておりますが、まずそれはおいて、四十七ドルに下げるといふことを具体的な目標にしておる、こういうことを言われておるのですが、現在でさえ四十一ドルですか、四十三ドルですか、こういうふうなお互いに国際入札を行なつておるのに、五年後四十七ドルということは大へん甘いじゃないだろうか、一方では三十七、八ドルということも言われておるのであります。積極的なコストの引き下げに対する意思がどうも不明確のように思つております。そこでコストの引き下げ、合理化の具体的な可能について、もっと根拠のある御説明を一つ承りたいと思つております。特に肥料審議会の意見として、合理化達成のためにはガス源の転換あるいは肥料形態の変更あるいは経営の多角化を進めながら低利の財政

資金の融資、税の減免等の優遇措置、原料価格の安定措置等を講ずるものとする、こういう意見も出されておりますので、具体的な計画、そして量は今までの五カ年間で倍にもなつたけれども、設備投資も同じように行なつたけれども、コストだけが下つていない、こういう点からコストが下つていない見通し、根拠について御説明を願ひたい。

○森(善)政府委員 第二次の合理化計画におきまして、一番画期的なコスト引き下げの効果を持ちますものは原料の液体化でございます。これは第一次の合理化計画ではあまり進んでいなかったものでございます。これは当時世界的にいっても、そういう技術を採用することがまだ一般的でなかつたのであります。最近に至つて日本の業界がその液体化を強力に推進しても大丈夫だという自信を持つに至つたので、第二次合理化計画に至つて初めてこれが本格的に採用されるということになつたわけでございます。この原料を液体化することとは、天然ガスあるいは原油あるいはコークス炉ガスなどというふうなガスなり液体を原料にしてアンモニアを作ることでございまして、これは固體原料と普通いわれております石炭とかコークスを使う方法に比べて、相当に安くできるわけでございます。石炭とかコークスで作つて参りますと、硫酸にしてもいろいろな生産条件もありませんが、大ざっぱに言つて五十五ドルとか六十ドルぐらゐのコストにならうと思つてございまして、この液体原料でやりますと、四十五ドル前後で仕上がるというところ、それほど大きな違いがある

わけでございます。ところで、そういう原料の流体化を今後どのように進めていくかと申しますと、過去において昭和二十八年の第一次合理化計画を出発したときには、わずかにそれは全体の生産能力の五割を占めるにすぎなかったものでありますが、それが昭和三十三年四月の能力で見ますと、全体の能力の約二八割を占める程度に進んできております。しかし、これはまだ大きいウェイトを持つとは言えないのであります。今後五年後、つまり昭和三十八年にはそれを全体の能力の八二割を占めるように持っていくというのでございます。従って、今後の流体化の促進ということによって大きく期待できるというふうに考えているのでございます。そしてこれを実行するためには、政府としては原油の輸入税を免除するというふうな助成措置を講じております。あるいはまた講ずることになっております。それからまた開銀の特別の利子で所要資金の調達に資するようにいたそうということになっております。これらの点は従来と比べて一歩政策を強化したと言えることかと思っております。そのようにいたしましたのでございます。その能力の増加としては、昭和三十三年四月を基準にしますと、百五十万トン前後でございますが、その反面に約二百三十万トン程度の旧設備の流体化への切りかえ、リプレースといいますが、そういうことをやりまして、それで先ほど申しました流体化の流体設備が全体の設備の八二割を占めるということまで持っていくとするものでございます。またこの全体の資金は今後五

年間の合計としまして一応三百六十億円ぐらい要するだろうというふうに予想いたしております。そのほかに維持、補修なども百十億円ぐらい考えております。こういうふうな大体の計画で、今後の第二次の合理化計画を進めていきたいというふうに思っておりますのでございます。

○勝澤委員 現在五十五ドルで、五カ年後に四十七ドルの目標である、こう言われておいて、現実には輸出が相当比重の上で大きなウェイトになっておる。そうして今日四十一ドル、四十三ドルで相当赤字を出しておる。そして五カ後に四十七ドルだと、ますます輸出会社の赤字がふえる、こういう計画なんではないか。

○森(審)政府委員 五年後のコスト四十七ドルは、これは一応国内販売を前提としていろいろなコストを計算したものでございます。従って、国内の各地へ輸送する輸送費等も含んでいるのでございますが、輸送用のものは工場から海岸まで出せばいいのであります。輸送費なんかの点で非常にコストが少なくて済むわけでありまして、従って、その四十七ドルというものは、輸出にしますと、FOBで四十五ドルぐらいで売って引き合うものである、引き合うといいますが、赤字が出ないものであるということが言えると思っております。最近一年間の輸出価格を平均いたしてみますと、大体FOB四十五ドルということになっております。この最近の価格が将来五年間にわたってどのように変わっていくであろうかというところは、これは推定は非常に困難でございますが、われわれの見方としては、いろいろな情勢を考え

て、さらにそう下らないじゃないか、かたく見て今後四十五ドルくらいを前提にしていっていいじゃないかというふうに考えております。なお、欧米諸国のFOB価格は今後四十一ドルから四十四ドルくらいの間で、長期的に見ていくのではないかと、その場合に、東南アジアを目標にして考える場合には、日本は幸いに地理的に近いところであり、そういう運賃差のメリットが四十四ないし七ドルくらいあると考えております。従って、欧米諸国と東南アジアにおいて競争する場合に、運賃差の日本が有利なその四十四ないし七ドルという範囲では、日本がコストがかりに高くても償っていきけるというふうに考えておりますので、一応この目標で将来五年後には国際競争を一応一本立ちでやっていけるようになるであろうというふうに思っております。ただ、その間現在のコストは五十四ドルでございますが、これから五年後に四十七ドルに下るまでの間は、ある程度の輸出赤字が発生することとはやむを得ない、それは五年後に輸出が黒字に転換する時期が来、それ以後においてさらにコストが下ってきた場合に、それでだんだん解消していくというふうに一応考えておるわけでありまして。

○勝澤委員 これも私はあまり専門屋でないのでよくわからないのですが、一番不思議に思っているのは、輸出は国内より安い、韓国には四十一ドル、あるいは台湾、インドへ四十三ドルに売っておる、それで日本のわれわれ国民には五十五ドルで売っておる。どこかという点は、いつも私は不思議に思

うんですが、その上外国の食糧の方が安いということ、日本の農民を圧迫しておる。一体輸出で四十一ドル、四十三ドルで売れるものが、なぜ日本の工場で作ったものを、日本の農民にはこれと同じ価格で売れないのでしょうか。この点を一つ御説明を賜りたいと思っております。

○森(審)政府委員 輸出価格は国際競争価格でありまして、生産したものを販売するために、どうしてもやむを得ない価格で、これによって肥料工場が利潤を上げておるといふものではございません。国内価格は一応マル公制度で生産要素をだんだん積み上げまして、しかも先ほど申しましたような内需パラルク・ライン方式によって、コストの安い工場を中心とした計算をして、一応生産費に見合った価格を出しておるのでございまして、これは少くともこの価格で売らないと利潤は期待できない、つまり赤字になってくるということになります。先ほどお話ししたとおり、その結果安い農産物を日本が入れるといいますが、これは現実にはそうございまして、日本から輸入した肥料はFOB価格は安いのであります。これを買い入れた政府機関その他が相当高い価格で売っております。台湾にしても韓国にしても、正確な数字を私はここで申し上げませんが、とにかく百ドル近い程度の価格で向うの農民は買っておるわけでありまして。従って、日本から出す肥料のFOB価格が安いこと、向うの農産物が安く入ってくるということの間には、論理的な関連はないというふうに考えております。

○勝澤委員 食糧の問題はわかりませんが、それじゃ日本の農民も国際入札をやれば四十一ドルから四十三ドルで買える、こういうことになるのですか、どうなんでしょうか。

○森(審)政府委員 四十一ドルとか四十三ドルというのは、すべての輸入する場合の価格ということでは言えないと思っております。日本が輸出している価格については見ましても、台湾とかあるいは韓国のような大量で取引する場合には、そういう激しい国際競争にさらされる関係上、非常に安い価格になっておるのであります。現にインドネシアとかあるいはフィリピン等に対して少量出している場合は、やはり五十二ドルとかあるいはそれよりちょっと上回ったような価格で出しておるわけでございます。もし日本に肥料工業がないとするならば、おそらくそういう安い価格で常に日本が肥料を買えるということは言えないと思っております。これは日本に肥料工業があるからこそ、われわれはそういう強いことが言えると思っております。そういうわけで日本に肥料工業がなかった場合に、果して日本の農民が安い肥料を買えるであろうかという点については、まあこれは非常に大きい論議になります。これは非常に大きな問題になると思っております。相当これは検討を要する事項だと思っております。で、先ほど申しましたように、そういう赤字の輸出を生産量の四割もやっておる、そのために大量生産むしろ国内販売の肥料についても認めることができるところでありまして、もし日本がこの際輸出を全然やめてしま

うということになりますと、四割生産量

が減る、その結果コストはおそらく二割ぐらゐるといふことになりま。従つて赤字で輸出しているといふことは、反面国内価格を安くする上にも非常に貢献しているといふことが言えるのでございませう。

○勝澤委員 量を多く作ればコストが下るといふことを言われておるので、現実には五年間に計画より上回つたけれども、コストの方はそんなに下つていない、こういうことでありまして、先ほど私が質問いたしました問題は、なおかつ私もよくわからない。国内が

高く輸出が安い、こういうことはどういふように説明してもよくわからないと思ふのです。そこでその輸出の問題が、これも赤字という形で日本硫酸輸出会社に残されているようでありまして、一体この輸出会社の赤字は現在どのようになつておられますか。そしてこれからどういふふうにしうとされ

ているのですか。その点について……。○森(善)政府委員 硫酸輸出会社は昭和二十九年の八月に発足いたしましたのでございませう、その後の経理状態をずっと見てみますと、二十九肥料年度あるいは三十肥料年度は輸出価格が五十五ドルないし六十ドルぐらゐでありましたためにほとんど赤字を出して

いない、きわめて少額の赤字であつたのであります。そしてほんとうに赤字がまとまつた数字で現われ始めましたのは、三十二肥料年度に入つてからでございませう。このようにしまして過去四年間の経理を集計いたしました

と、つまり昨年の七月現在で赤字がどのぐらゐるかとお申しますと、資料の九ページにそれが出ておるのでございませう、二十五億円という赤字の累計

になつております。この二十五億円のうちで二十一億円は、三十二肥料年度に発生したものでございませう。それから三十三肥料年度の見通しはどうかと申しますと、三十三肥料年度に入りまして、今日までに輸出した価格を平均いたしてみますと、大体四十五ドル前後になりませう。従つて三十三肥料年度は、従来の三十二肥料年度に比べて、もっと大きい赤字が出るのではないかと

いふふうにお考えられるのでございませう。今後合理化が完成して一応……。(勝澤委員)「じゃ三十三年度の赤字の具体的な数字を示して下さい」と呼ぶ)それはまだあと七月まで相当残された期間がありまして、その推定を具体的な数字で申し上げるという事は非常に困難でございませう、数十億圓ぐらゐのものにならうかといふふうにお考え

ておられます。それで今後大体国際競争価格が四十五ドルといふことで、ずっと推移するとすれば、合理化が完成するまでは、まだまだ赤字が累積するといふことにならうかと思つておられます。三十八肥料年度以降でこれが黒字に転化する。そのために合理化を大いに推進しまして、ぜひ三十八年度のコスト四十七ドルの合理化目標まで持っていくようにいたしたいといふこと

で、せつかく政府としてはいろいろな助政策を講ずることになつておるわけでありませう、反面先ほど申し上げましたように、いろいろな輸出振興策と輸出価格の維持あるいは改善に努めて参りたいといふふうにお考え

おるわけでありませう。○勝澤委員 この三十三肥料年度までに相当赤字が出る、こう言われた。三十八年度以降に黒字に転化したいと思つておるが、その目標は四十七ドル、

こういふことですから、三十八年度以降も四十七ドルでは黒字でなくて相当赤字になる、こういうことになりやせぬでしようか。○森(善)政府委員 三十八年度に四十七ドルになりませう、その年一年をとつてみますと、大体とんとんあるいは黒字になるわけではございませう、それまでに発生いたしております赤字は、三十八年度以降において徐々に消化していくといふことにならうと思

つておるが、その目標は四十七ドル、こういふことですから、三十八年度以降も四十七ドルでは黒字でなくて相当赤字になる、こういうことになりやせぬでしようか。○森(善)政府委員 三十八年度に四十七ドルになりませう、その年一年をとつてみますと、大体とんとんあるいは黒字になるわけではございませう、それまでに発生いたしております赤字は、三十八年度以降において徐々に消化していくといふことにならうと思

つておるが、その目標は四十七ドル、こういふことですから、三十八年度以降も四十七ドルでは黒字でなくて相当赤字になる、こういうことになりやせぬでしようか。○森(善)政府委員 三十八年度に四十七ドルになりませう、その年一年をとつてみますと、大体とんとんあるいは黒字になるわけではございませう、それまでに発生いたしております赤字は、三十八年度以降において徐々に消化していくといふことにならうと思

つておるが、その目標は四十七ドル、こういふことですから、三十八年度以降も四十七ドルでは黒字でなくて相当赤字になる、こういうことになりやせぬでしようか。○森(善)政府委員 三十八年度に四十七ドルになりませう、その年一年をとつてみますと、大体とんとんあるいは黒字になるわけではございませう、それまでに発生いたしております赤字は、三十八年度以降において徐々に消化していくといふことにならうと思

つておるが、その目標は四十七ドル、こういふことですから、三十八年度以降も四十七ドルでは黒字でなくて相当赤字になる、こういうことになりやせぬでしようか。○森(善)政府委員 三十八年度に四十七ドルになりませう、その年一年をとつてみますと、大体とんとんあるいは黒字になるわけではございませう、それまでに発生いたしております赤字は、三十八年度以降において徐々に消化していくといふことにならうと思

つておるが、その目標は四十七ドル、こういふことですから、三十八年度以降も四十七ドルでは黒字でなくて相当赤字になる、こういうことになりやせぬでしようか。○森(善)政府委員 三十八年度に四十七ドルになりませう、その年一年をとつてみますと、大体とんとんあるいは黒字になるわけではございませう、それまでに発生いたしております赤字は、三十八年度以降において徐々に消化していくといふことにならうと思

相当高くなつたといふこと、そういう事態でございませう。こういう事態の起らないようにといふことで、この二法を制定いたしました、マル公制度を作らな、国内価格についてはそういう適正なものめどを、はっきり作るという

ことをしたわけでありませう。別途輸出につきましては、硫酸輸出会社といふものを作つて、そこで輸出の赤字を一応ためておく。内需用と外需用と経理的にはっきり区分するといふ形をとつたわけではございませう。今後われわれとしてはこの二法を存続して、こうい

う輸出赤字が予想されるような今後の事態に対処していこう、つまり輸出の赤字が国内に転嫁されないように、やはり二法を存続していきたいといふ希望を持つておるわけではございませう。○勝澤委員 私は輸出会社自体がある

ことが、どうもこの合理化を阻害してきたのではないだろうか、こういう疑問がどうも起きてくるのです。この法案の成立のときも、この輸出会社自体大きな問題になつておりまして、結局この輸出会社の赤字といふものが、肥料会社が赤字だといふふう

にいわれる。そのことが農民に転嫁しない、転嫁しないと言いつつながら、現実的には合理化を促進する意欲といふものが、安易な形で国内に転嫁され、そして輸出会社に赤字が累増されていく、こういうふうに思つておるが、この輸出会社についても当時相当反対があつたのでございませう、今お考えになつて、やってみようかと思つておるが、

○森(善)政府委員 お話の輸出会社の存在が合理化意欲を減殺するといふことについては、ちよつと私理解いたしかねるのでございませう、輸出会社の

存在とあわせて価格の公定制度といふこの二つの仕組みによりまして、輸出の出血は国内価格に転嫁されないやうな、そういう仕組みになつておるわけ

でございませう。もつと具体的に申しますと、国内のマル公をきめる際には、原価要素を一々政府の方で洗つていきまして、輸出赤字が国内に転嫁されるやうなおそれのあるものは、排除いたしておられます。たとえば硫酸輸出

会社の赤字は、メーカーの側から見ると、輸出会社に対する売掛金という形で計上されるわけではございませう。この売掛金に

対して金利等を認め、それをマル公のコストに入れますと、これは輸出の赤字を一応国内に転嫁したといふこと

になるかもしれませう。そういうところを十分に注意して、それはマル公に入れないようにやっております。そういうわけで、マル公制度の適正な運用によりまして、輸出の赤字は現在国内に転嫁されないやうな形になつておるわけではございませう。輸出会社の存在

が、メーカーの合理化意欲をそこなうことになりはしないかといふ旨の御質問に對しましては、私はちよつとその真意がわかりかねますけれども、結論として申し上げますならば、この会社の存在が、メーカーの合理化意欲を減殺するといふことになつてはいないといふふうにお考えませう。

○勝澤委員 最後に意見として、特に目標といふものを設定をされて、その目標でいろいろと努力をされてきたと思つておる。そしてそのように、行政としてもいろいろめんどろを見えきた、しかし現実にはその目標にも及ばなかつた、そして今回五カ年間延長することによつて、一つのまた四十七

ルという目標を立てておられるけれども、今日の情勢ですら、四十七ドルという目標が甘いじゃないだろうか、こういう点から考えてみますと、合理化の促進というものについては、相当な力を入れねばならないと思うのです。それと同時に、今日輸出会社にある赤字というものは、これはどんな形でその赤字が解消されるかということ、国内の農民の立場からいうならば、相当これは関心を持ち、また重大な意見も持っていると思うのです。こういう点から、今までこの赤字については国内に転嫁しないとすることを、政府は何回となく言われておるようでありますが、一つこの問題については、十分な御留意を賜りたい。

なおコストの問題につきましては、やはり私は現在五十五ドルだという説明が、ほんとうに五十五ドルかどうかという点についても、相当疑問があるわけでありまして、この点につきましては、肥料審議会などでも十分論議をされていくことだと存じますので、一つ十分な監督によって、今日のいろいろの問題点をすみやかに解消するようによ望いたして、私の質問は終了です。

○長谷川委員長 始関伊平君。

○始関委員 私は最初に硫安工業合理化の目標という問題についてお尋ねをいたしました。この法律の施行以来五年近くの月日がたちまして、その間に合理化によるコストの低下がある程度進み、また硫安の公定価格というものも大体一割程度下っておるというところがございます。これはいろいろの物価がむしろ上昇きみである、特に硫安の原価を構成する物資も若干の騰貴の傾

向もあるという際におきまして、私は関係の政府当局並びに業界において相当の努力をしたものと存じまして、これをある程度評価をいたしておるのでございます。今後さらにこの法律を五年間延長いたしまして、アンモニア系窒素肥料の合理化を進めていこうというのでありまして、この合理化を進めるに当りまして、合理化の目標というものが、私は非常に大事な問題になると思うのであります。そこで、これは政府の決定だろうと思いますが、三十四年一月のアンモニア系窒素肥料に関する対策要綱というのを見ますと、今後おおむね五年間にア系窒素肥料の生産費を、国際競争に耐え得る水準まで引き上げるために、強力で合理化を推進する、こういうふうにして書いてございます。一方臨時肥料需給安定法の十三条によりますと、肥料の公定価格は、「生産費又は輸入価格を基準とし、農産物価格、肥料の国際価格その他の経済事情を参しやくして定める」とあるのてでございます。ここに国際競争に耐え得る生産費水準という観念が一つある、もう一つ肥料の国際価格、こういう観念と二つ出て参っております。国際競争に耐え得る生産費水準という考え方につきましてはあとの方に譲りまして、最初に肥料の国際価格という観念でありまして、先ほどお話がございましたように、韓国なりあるいは台湾、ああいたように肥料の生産のない国の農民の支払っております肥料価格というものはべらぼうに高い、こういう話でございます。

（委員長退席、中村（幸）委員長代理着席）  
場合によっては百五十ドルとかある

いは百六十ドルとかいう話も聞く。そういうものは論外といたしまして、主要な肥料生産国の国内価格を調べてみますと、たとえば英国では一九五八年で五十九ドル、西ドイツでは同じ年度で六十三ドル、さらに米国では五十七ドルというふうなことでございまして、これは日本の五十六ドルというものに比べると、若干日本の方が安い、こういうふうになっておるわけでありまして、そこで、肥料の国際価格と言われるのだが、これは客観的にこれが国際価格だということはないと私は思うのでございます。肥料の国際価格と抽象的に申しますが、そういう言葉を使っておられますが、肥料の国際価格というものは一体何を言っているのかという点を、一つお示しを願いたい。先ほど具体的なコスト引き下げの目標は四十七ドルだというお話でございまして、その肥料の国際価格というものと四十七ドルとの関係も御説明願いたい。

○森（善）政府委員 この肥料の需給安定法十三条二項にありますが、肥料の国際価格という言葉を、これは日本と競争関係に立つ外国の生産費あるいは日本がねらっている世界における実際の輸出価格の二つを総合して意味しておるものであるというふうを考へておられます。しからば日本の競争国の生産費というものは、どのくらいであるかということになりますと、諸外国はそういうことは全然公表をいたしておりません。わずかに建設会社がプラントの宣伝をするときに、うちのプラントで作ればこのくらいで肥料ができるのだというふうなことが出ておりますが、そういうきわめて間接的な方法

で、手探りで調査するということで、外国の文獻を総合して見、あるいはこちらから海外視察に行つた者が勘でつかんでくるというようなことで考えておられますと、おおむね競争国の生産費は四十五ドル見当ではあるまいかというふうにわれわれは考えておるのでございます。

また国際的な販売価格がどうであるかということについては、これは市場の性質あるいは取引のそのときの条件等によって一律にどうとも言いかねる状況でございまして、従つて需給安定法で書いておられます肥料の国際価格というものを、一本の係数で出すということは非常に困難であるというふうに考えておられます。われわれとしては当

前今後数年の国際競争の推移、あるいはたたいま申しましたような外国の生産費等の事情から考へてみまして、生産費四十七ドル、輸出価格としては四十五ドル、この程度にできるように生産費を下げていけば、まず一応国際競争にたえ得るのではあるまいかというふうに考へて、今後の第二次合理化の目標を一応四十七ドルというふうにきめたわけでございまして、もちろんこれは安いに越したことはないもので、もう少し引き下ぐべきではありませうが、実現の可能性ということも考へなければならぬ、そういう理想と現実とを総合いたしまして、一応四十七ドル程度が第二次合理化計画の目標としてはいいところではあるまいかというふうにして、実はきめたようなわけであります。

○始関委員 ただいまの御説明によりまして、国際的な生産費の水準というものを四十五ドルと一応推定される、

それからもう一つその場合のFOB価格というのから持つてこられて、このFOB価格というものが合理化をする場合の一つの目標だ、こうおっしゃるのですか。——そこで私は平素疑問に思つておりましたので何うのですが、輸出の場合のFOB価格というものは、先ほどお話になっておりましたけれども、国際的に何らかの協定なり何なりに到達するという場合においては話が別になりまして、けれども、ただいまの情勢のもとにおいてはこれは合理性のある価格ではない、たとえば英国の場合には国内価格が五十九ドルだが韓国の入札価格の場合には四十六ドル、西ドイツは国内が六十二ドルに對し輸出は四十二ドル、これは先ほどお話を、かりにイギリスや西ドイツのコスト水準が四十五ドルであるという事実を認めましても、なおかつこれは出血価格である。そこで私の疑問はただいまのような輸出競争の激しい情勢のもとにおいてFOB価格というものを持つて参りまして、これを合理化を進める場合の目標というふうを考へることとは不合理なものではないか、なおこの際伺いますが、イギリスや西ドイツは輸出の価格と国内で販売する価格とをプールのいたしまして、そのプールしたものが肥料会社の生産費を償うような、そういう価格のきめ方になっていく、こういうふうを聞いていますのであります、当局としてはそういう事実を確認しておられるか、これを伺いたい。

なお欧米——イギリスとか西ドイツとかいうところは、日本と違ひまして、いわゆる補助金とか補助金とかそういうものを出すことの非常にきらいな国

柄だと承知しておりますが、それにもかかわらず、ただいまのような方法で肥料価格を計算いたしますと、純粋のコストに比べれば多少高い価格で国内に販売するようになる、これはそういう結論、結果になるわけでございますが、そのために国内に売る肥料の価格に対しては、ある程度の補給金と申しますか、そういうものを出している、こういうふうなやり方になっていて、一言にして申しますと、現在のような国際競争の激しい場合のFOB価格を持つて参りまして、これを目標にするということは私は意味がないと思う、なおそれを国内価格にもしようという事は、まるでむちゃくちゃな議論でありまして、これは現在の国際競争の現実を認識する以上は、そういうことは考えられない。かりに四十五ドルまで日本の価格を下げても、日本が国際市場に立ち向っていかなければならぬという事になりますと、さらにもっと低いFOB価格を考えなければならぬということになりますので、FOB価格は合理化の目標として参考にはなるだろうが、これを直接に考えるという事は私は不適當だろうと思うのであります。この点について一つはつきりした見解を伺いたいと思

でございます。一口に言いますと、諸外国はコストが安いというのほかに、国の助成がやはり間接に輸出を助成するような結果になっている。一種の輸出補助金を外国は出している。生産費が安いこと、国の補助金、その二つの競争力でわが方に向ってきますので、われわれとしてもそれに対抗するような輸出競争力を作ることを考えなければならぬと考えております。そういう点は御指摘の通りだと思ひます。具体的に申しますと、ドイツの場合は、農業基本法及びそれに基く告示によりまして、ドイツの農民は肥料購入費に二割の補助金をもらっております。これは空素肥料に限らず、燐酸とかそういう他の種類の肥料にも及んでおりますが、大体肥料の購入費として二割の補助金を国からもらっている。これは反面から見ますと、肥料メーカーの手を離れるときは相当高く売つてもいいということでありまして。現に最近のドイツの輸安の国内価格は六十二ドルということになっております。メーカーの手を離れて正式の販売ルートでは六十二ドルでいっておるのであります。消費する農民の手に入る場合には、二割の補助金を国からもらうために相当安く買うことになりまして。このことは、反面からいうとメーカーがそれだけ輸出余力を国から与えられておるということで、生産費だけの競争力に加うるに、そういう国の補助金で間接に輸出力を強化しているということになっております。このことはドイツに限られません。イタリアもそうでありまして。イギリスはあまり肥料の輸出国として、われわれと頭大な競争国とは考えておりませんが、それでもイギリスにおきましても四割

の補助金を出しておるという状態でありまして。ヨーロッパのわれわれの有力な競争国は、そういうふうな状態にいたしまして、コスト以外の、国の助成措置で輸出競争力を肥料工業につけておるわけでありまして。これに対してわが方といたしましては、先ほど申しましたようなコストの点でも、大体欧米諸国のコストに近づくような、そういうふうな合理化目標を設定したたのでございまして、そのほかに何らかの国の助成することをお考えなければならぬわけでありまして、遺憾ながらわが国の財政事情といたしましては、ドイツのやっであるような補助金を出すことは許されません。ドイツの場合、年間そのようにして出す補助金が二百八十億円に達しております。もし日本でドイツの制度を採用すると思ひますと、年間大体百億円程度の補助金を出さなければならぬことになると思ひます。これは農民に直接渡すようなことにするにいたしまして、それだけの大きい補助金を今の財政状態で支出するということはどうかと思われまふし、またいろいろな産業の輸出振興策としても、日本の乏しい財政力からしてそれほど思い切つた助成も、どここの産業に対してもやっております。その中で、そういうバランスの関係もありまして、政策のバランスも考えまふし、日本でそういうドイツ式の補助金政策をとるといふことは、ちょっとむずかしいことだと思つておるわけでありまして。従つてわれわれとて許す程度まで、合理化を促進するための政府資金の低利の融資あるいは原料の原油の輸入税を免除する、こういうふうな

ことを今回の第二次合理化計画の出発に当りまして新しく採用したわけでありまして、そのほかに従来からのいろいろ税制上の恩典も加えてみたい、あるいは輸出振興のためのいろいろの措置、これは先ほど勝澤先生の御質問に對してお答えしたのであります。そういう措置を講ずることによりまして、輸出競争力を強化していきたいというふうな考えておるわけでありまして。しかしそういういろいろの助成策をまとめてみましても、これは端的にいえば、ドイツのようなやり方に比べますと、その力は弱いというふうな認めざるを得ないわけでありまして。 ○始末委員 せつかくの御答弁です。それがだめなんだろうと思ひます。肥料の輸出は、これはいわゆる完全輸出であつて、貿易の振興、それから国際收支の改善に非常に寄与するものである。同時に輸出用の肥料を作るという事が肥料工業全体のコストの低下に非常に役に立つ、そういう意味では私は肥料の輸出というものは非常に大事だと思ふ。その場合に、これは肥料に限りませんが、国内の価格をむやみに引き上げていいという議論を私はするわけではございませんけれども、一体輸出の場合には、国内で若干低い価格で売る、そしてそれをプールして生産会社の採算がとれる、これが普通のやり方なんだろうと思ふ。 (中村(幸)委員長代理退席、委員長着席)

これは自由主義諸国、いわゆる資本主義体制の国においてそうであるばかりではなく、私は経済体制が根本的に違つておりましたが、その点はそうだが、ただプールの範囲がもう少し広くなるという点が違つただけだろうと思ひます。ところで肥料については、先ほども議論がありましたが、非常に素朴的な非常に根強い農民層、またそれを代表する勢力からの意見という方がございまして、この場合において、私が申しましたような意味の経済原則に従つてやれない、こういうことだろうと思ひます。といたし、私はずいぶん西ドイツなりイギリスなりでやつてゐる、ああいうような政治的な解決策を講ずることが至当ではなからうかと思ふのであります。なお同時に、これは五年前肥料会社が差出したしましたときにも、あの肥料会社が赤字会社になるといふことは自明の理だつたと思ひますけれども、五年間の経験を経た今日、しかも合理化を進めて国際競争価格はどうかかわからぬという情勢のもとにおいて、この赤字会社をそのままの形で続けていこうといふことは、全くこれは無為無策であつて、これが肥料業の合理化、肥料業界のすつきりした姿というものを突現する上におきまして、非常に大きなガンになると思ふのであります。五年間の経験を経た今日、肥料会社をそのまま放置しておるのは全くおかしいと思ひます。この辺は政治問題でございまして、政務次官のこれに対する御答弁をいただきたい。 ○中川(俊)政府委員 非常にむずかしい問題なんです。果してこの第二次合理化計画によつて、お尋ねのように五年後に採算がうまくとれるようになるかどうかといふことも、今日までの実績に照らして考えますと、ただいまお説のようにあるいはできないかもしれぬ。しかしできないかもしれぬと

いって、そのままほっておくわけには参りませんで、今お話のように、ドイツやその他の関係国のように、農業基本法であるとか、いわゆる国内内需に対する補助の問題を考えたかどうかというお説のように承ったのであります。これは一政務次官がここで責任をもって答弁をするということ、これは大きな問題でありますから、自民党の政調会あたりで一つ十分に対策をお立ていただいて、政府と密接な連絡をとっていただきまして、そういうふうな持っていかれるならば、私もそれが一番いいのではないかと思っております。これは一通産省におきましてもできることでもあります。また一農林省におきましてもできることではないと思えます。私も、先ほど来お話のように、国内価格と輸出価格との間には非常に差があるために輸出値段が高い、出血輸出をやつてしまつては、しばしば選挙区に帰つていつも農民の諸君から詰問をされる点でございます。私もよくわかりませんが、ばかげた話だというふうな感じを持つておつたのであります。しかしよく事情を検討してみますと、先ほど来れば局長との間に問答が繰り返されております。しかしいづれにいたしまして、ただいま始関さんのお話のような点につきましては、私もどなたもいたしましては、それぞれの関係機関と協力をいたしまして、そういうことが果してできるものかどうか、十分検討したいと考えております。どうぞ政府をお持ちになっております。自民党におきましても、十分政府と緊

密な連絡をとつていただいて対処されたいということをお願い申し上げておきます。

○始関委員 合理化を進めて参ります上におきまして、私はどうしても見落すことのできな大きな問題は、現在のところでは工場別に見ました生産費が非常に大きいということだろうと思つております。硫酸の工場が十九ばかりあるそうでござりますが、その生産費の調査を見ますと、これは三十三肥料年度でござりますが、最低は回収硫酸の七百十五円というのが一番安い。同時に、最高は九百二十四円というのがある。ちょうど階段を一段々上るような工合に、最低のコストから最高のコストにずつと段階がついておりまして、最低のコストから見ますと最高のコストというものは約三割開きがござります。こういうような開きがあるからこそ、いわゆるバルク・ラインのとり方がどうかというふうな問題が起る。また公定価格のきめ方もむずかしいというふうなことになるのでございまして、五年間も合理化をやつてきたのに工場別の生産費の違いがこんな大きな差があることは、私は不思議なような気がするものでござります。一体コストの差がこんなに大きい原因というものは何であるか。先ほど合理化の一番大きい方法としていわゆる流体化、アンモニア原料の流体化というふうなお話がござりましたが、そういう対策を実施することによつて、この工場別に見られるという大きなコストの違いというものは、アンバランスというものは是正できるのか、合理化でコストの引き下げができたかどうか、といつても、特に工場別の違いが

あつたのでは一がいには言えないと思つたのであります。そういう点について私はこの合理化法を五年間延長するという場合に当りまして、当局側が相当はつきりした見解があるはずだと私は思つたので、その点を一つ、ございましてはつきりお話しを願いたいと思つております。

○森(善)政府委員 お話のごとく昭和三十三年肥料年度の工場別の生産費について見ますと、資料の十一ページに出ているとおりですが、トップの工場が二万四九百円、一番ピリの工場が二万四千六百円というふうなことで相当な大きな開きがあるわけでございます。この工場別の生産費については、詳細に見ますと、それぞれの特殊事情があるかと思われませんが、たとえば労働費が必ずしも各社一律のものではない、いろいろなきさつで過剰労働者を抱えておるようなところもなきにしもあらず、そういうようなところは労働費が多少高くなつておる、あるいは設備が主設備でありますので、付帯設備の発電設備が非常に悪いというふうなことで高くなつておるか、そういうような特殊な事情によつてコストが高くなつておることは別としまして、通則的に言えますことは、やはり原料を何に仰いでおるかということ、一番大きいところであろうかと思つております。この辺で、安いところはやはり石炭・コークス・炉ガスを主原料に使つておるものとかいうふうな、原料の流体化されたものを使つておる、あるいは石炭を使つておる場合でも非常に進んだ方式の炉を用いてやつておる、そういうようなところが、コストが安いところでございます。しかし、今や石

炭を使う製造方法は、どういふ新しい方法を使つても、これはとても流体原料を使うやり方には追いつかないといふことは明瞭でございます。おそれることは明瞭でございます。おそれる方に入つておるような優秀工場でも、従来のやり方をやつておりますと、これはもうバルク・ラインの外へ出てしまわなければいけないことになると思つております。従つて通則的に申しまして、一番工場のコストの差をつけるものは、原料を、固体原料によるか、または流体原料によるかということによつて違つてくるかと思つてござります。今後の流体化の促進計画、つまり第二次合理化においては、現在の流体化の程度が二七％程度、全国のアンモニアの製造能力の二七％程度が、天然ガスとか原油あるいはコークス・炉ガス等を使つておるのであります。これが三十八年度には八二％を占めるといふふうに大量の上昇があるわけでありまして、これが実現した場合には、ほとんどすべての工場が流体原料を使うという格好になつて参ります。従つて、こうなりますと、バルク・ラインの計算の際にこのように資料を作つたとしまして、おそろく先頭の工場と最後の工場とは、コストの差が非常に縮まつてくるものだというふうなことを考へております。

○始関委員 私は合理化を進める以上、コストの一番低いもの高いものとの違いは、今のようになくさんあつては意味がないと考えますので、ぜひそのようにお骨折りを願いたいと思つております。

○中川(俊)政府委員 これも非常にむづかしい問題だと思つております。しかしこの点につきましては、この法案を提出して、先ほど来お話がござります。この点、合理化を促進し、そうして五年後には何とか採算がとれるように、また黒字に転化するようになつて、ぜひせつかく進めておるときでございます。一応これでやつてみて、で

硫酸の公定価格のきめ方を、今後どうするかという問題についてはお尋ねをいたしたいと思つて参りますが、たゞ、少くとも現状を基礎とする限り、今ま一つおる公定価格は相当無理がある。これはバルク・ラインで申しますと三工場しか入らないというふうなお話であります。硫酸会社、特に硫酸専業会社の経理状況あるいは利益率、さらにまた配当率を見ますと、だんだん下つておるといふことによつても、現在の公定価格に無理がある。しかも、国際的に見て今ま一つおる公定価格は、かなり低いものだとおることを言わざるを得ないのであります。従つてその公定価格について業界方面には相当な不満があることは、私は無理からぬ点があると思つておる。一方、硫酸の需給を見ますと、生産が非常にふえて、需給はほぼ均衡の状態に参つておる。しかも一方現状において公定価格というふうなものにめぐらされていないから、このような状態に到達したならば、これは政治的にきまつておるから、いろいろな方面でうさぎの、むしろ公定価格なんかやめてしまつた方がどうかというところを、この際一応考へてみる必要があるかと思つておる。この点についてはお御意見を伺いたい。

○中川(俊)政府委員 これも非常にむづかしい問題だと思つております。しかしこの点につきましては、この法案を提出して、先ほど来お話がござります。この点、合理化を促進し、そうして五年後には何とか採算がとれるように、また黒字に転化するようになつて、ぜひせつかく進めておるときでございます。一応これでやつてみて、で

きなかつたらまたそういうことも考えられるのではないかと思う。現在としましてはそういう今御質問のような点は考えていないわけでございます。価格安定法によって従来通りやっていると、そういう考え方でございます。

●始開委員 さて次に、もう一、二点伺いますが、合理化の急速な効果的な促進をはかるためには、生産設備の増設をやる、その増設は合理化効果の著しいものに限りやると同時に需給に著しい混乱を招かない範囲で認める。著しい混乱を生じない範囲で認めるという意味は、生産量がこれ以上ふえないということだろうと思いが、これは要するに、一口に申しますと、設備規制を行おうという意味にならぬと思うのであります。それにつきましては法律の根拠なしにやろうということになると思うのでありますけれども、この辺をどういうふうに進めて参るのかという点をお伺いいたしたい。それからいろいろ限定しておりますけれども、設備の新増設というものを認める限り過剰設備がだんだん出てくるおそれがあると思うのであります、これをどうするか一つ伺いたい。

○森(警)政府委員 今後原料の流体化への切りかえをはかるために設備の改善といいますが、あるいはまた増設とありますが、そういうような事象が起って参るのでございます。しかしすでに現在の生産能力は、一部過剰と見られるような状態にも達しておるわけでございます。百九十万トンの輸出をしなければいけないという状態に現在なっておりますのであります、それほどの輸出をする見込みは、中共貿易が再開でもしない限り、ちよつとむずか

しいという事情でございます、今後これ以上国全体の能力をふやして参りますと、非常な需給の混乱を生じてくるといふことになるわけでございます。一方、そういう合理化計画を実行するためには、先ほど申しましたような四百七十億円、約五百億近い資金を調達していかねばならない。そういうためには、あまり肥料の市場が混乱する、生産業者の経理が非常に悪化するといふことは望ましくないことと、ございまして、需給の混乱を防止しながら、この合理化を進めていくというところが必要なのでございますが、それをやるためには、既存の設備を切りかえ

て、そうして固体原料を使つておつたものを流体原料を使うように切りかえていくというふうにするのを重点としてやつていかなければならぬまいかと思つたのであります。そういう意味で、この第二次の合理化計画では、電解法のうちで高い電氣を使つておるようなもの約三十万トン分、それから固体原料、石炭とかコークスを使つておる設備のうちで約二百二十万トン分、合せて二百三十万トン分の、いわゆるリプレースを行なつていこう、能力の増加は来さないが、しかも流体化が非常に進んでいくという、そういう方針を中心にして参つて、この合理化を進めていきたいと思います。別途すでに技術導入の許可済みの設備の増設の計画がございまして、これらはほとんど流体原料を使う設備でございますが、これは大体九十五万トン程度でございます。これは一応その分が今後能力のふえるものといふことにならうかと思つて、そのようにいたしまして、三十三年四月現在

のア系窒素肥料は四百五十八万トンで

ございまして、これを昭和三十八年の四月に、先ほど申しました約六百万トンに持つていこうということになっております。約百五十万トン程度ふえませんが、これは先ほど申しました、これまでに技術導入を許可してしまつたもので、今後工事が完成するものが大体九十五万トン分、それからあと五十万トン程度は何か新しいものができるだろうといふ予想をいたして、約六百六万トン程度に三十八年度は持つていきたいと思つておりますが、しかし、これもただいま申しますように、今後新しく作る五十万トン程度のは、今後ほかに他の国際市場への輸出見通しの確定とか、そういう需要の増大といふことについて自信が持てたときに手をつけようといふふうを考えております

が、このような論議で、能力はそうふえないが、しかも合理化は非常に進むというやり方をやろうとしておりますが、これを実行する方法としてしまつては、まあ行政指導でやつていくわけでありまして、全然法律に手がかりのない行政指導ではございまして、外国技術の導入については政府の認可を受けなければいけないという法律上の規制がございまして、そういう制度を中心にして、その他いろいろ行政指導をもって、こういう、能力の増加をさして伴わない合理化を進めていきたいと思います。

また過剰設備についてはどうするかというお尋ねでございますが、肥料工業におきます過剰設備は、石炭の場合の過剰能力とはちよつと違つて思いますが、過剰といつてもその過剰なものを合理化されたものに切りかえ

ることが可能なわけでございます。先ほど申しました旧設備を合理化された設備に切りかえる。二百三十万トン、これは一見過剰設備でございますけれども、それを合理化されたものに切りかえていって、りっぱな生産の戦列に入つて働けるものでございまして、そういう意味で大部分の一見過剰設備と見られるものは、合理化設備として再生するわけでございます。従つてほんとうの過剰設備といふものはきわめて少量のものであらうかと思つて、これはきわめて少量でございます。これらにつきましてはまあ少量のものでございまして、しかもまた償却も相当進んでおるのでございまして、われわれとしては過剰設備について、特に國が何とか特別な援助をするとかさういふことは考えておりません。工場としてもおそろくこれはもう使われない廃棄するといふ考えで、これを処理していくことにならうと思つて

●始開委員 合理化を進めるための具体的な方策として、一番最初に申しました要綱を見ますと、第一に低利の財政資金を確保する、第二に税制上の特別措置を強化する、第三に電力、石炭それから原重油などの主要原材料の確保及びその値上りの抑制に努める、こゝうありますが、抽象的の方針はさうでしようけれども、この中で具体的にどういふことを実施するのだといふことがきまつたものとしては、一体どういふものがあるのか、その効果はどうかという点を、これを簡単にけつこうでございまして、ちよつと伺いたい。

○森(警)政府委員 ここに書いてあります助成策のうちで、原油の輸入税免除と低利財政資金を確保するといふこ

とは、この第二次合理化計画において初めて実行しようとするものであります。石炭、電力等原料の確保とか、あるいはこれをできるだけ安く入手できるようにしようといふことは、これまでの合理化計画においても努力してきたところでございます。最初の二つの、この恩典によつてどのくらいのメリットを肥料工業が受けるかといふことについては、ただいま原油の輸入税免除につきましては、一応はつきりしたことが言えるかと思つて、年平均均にして一億七、八千万円程度の恩典を受ける。これは課税された場合と比べまして、それだけ負担が軽くなるものと思つて

それから低利の財政資金についてどの程度のメリットがあるかといふことにつきましては、これはただいま大蔵省とその資金のワクにつきまして折衝中でございまして、総額が見通しがつきませんために、明確な数字をもつてお答え申し上げることができませんが、おおよその勘でいいますと、原油の輸入税免除の約半分くらいのメリットがあるのではないかとわれわれが理想としております。三年間に百億の開銀の低利融資がもし受けられるとすれば、それはやはり一億七、八千万円くらいは恩恵が肥料工業にくるのだといふ計算は、一応してありますけれども、現実にはそれがどういふふうになつていくか、きまつて見ないとはつきりしたことがわかりません。まあさういふふうな点を今後の合理化計画には加えまして、その強力な推進をはかつていきたいと思います。

それから電力、石炭につきまして





うことになりましたということなんです。そういう過程の中で今出てきておる問題は何か。現実にはア系肥料はどうなっておるかという、国内では消化できない。どうしても相当程度輸出をしなければならぬ。ところが輸出は、輸出競争が盛んになる、あるいはその他いろいろな悪条件があつて、国内価格を相当に下回らなければできない。しかもこれは装置工業というふうなア系肥料の一つの特性から見ると、操業度が今の九二%から落せばさらにコストがアップしてしまう。こういうにちもさつちもいかなないところにておるといふうちに、現状は全体としてなつておると思つてきたことについて政府としてはどういふふうな反省をされておるか。この反省なり批判なりというものを真鍮にやらなければ、私の次の第二次合理化というものがうまくいくはずはないと思つておりますが、この点についてはどういふふうにお考えになつておるか、それをお聞かせいたしたいと思います。

○藤(善)政府委員 第一次合理化計画につきましてどのような反省をされておるかという御指摘でございますが、価格の点につきましては先ほども申し上げましたように、いろいろな原価要素の兼ね合いがあつたために所期の十五ドル引き下げが実現できなかったのをごさいます。そういうマイナス要素がそれそれしなかつたと仮定いたしますと、実は十五ドルをちよつと上回る程度のコスト引き下げができたであろうといふことは言えるわけでございます。そこでそういう原材料価格の値上りを当然予想しないでいたのが間違つていたのじゃないかという御指摘でございます。これは五年後の物価を正確に測定し、あるいはまたその測定線に落ちつけるというところは、大へんむずかしい仕事でございます。人間がやる限りはそういう点でもおしかりを受けるような結果になることは、やむを得ないことかと思つては、ただものの考え方としましては、主要な原材料あるいは労務費が大体横ばいであつた場合にはどういふ結果になるかという数字を出しておいて、あとそういう要素の変動に応じて、またこれを修正していくということか、こういう五カ年計画という長期の計画を作る場合にはできないのじゃないかというふうな思ひます。ただその間、たとえば石炭その他の価格が思うように下げられなかつたということは、通産省としても責任を感じております。今後ともこういうことはできるだけないように努力をいたしたいと思つております。

それから能力の点であります。これは現在の能力では、内需から差し引きますと約九十万トンの輸出をしなければならぬといふところまで出ておるわけでありまして、将米の日本の輸出見込みについて考えてみますと、昭和三十八年にはおよそ二百二十万トン程度の輸出を計画しても大丈夫であるといふことを、いろいろな資料から結論を出してございませう。大体東南アジアの要輸入量が昭和三十八年度には四百五十万トン程度になります。この半分くらいのもは日本で当然供給していいものであろうといふふうな考えております。特に日本は地理的に一番東南アジアに近いし、

特に肥料というものはかさばつたもので運賃が相当高くつく、そういうことを考えますと、東南アジアの市場におきましてその輸入量の半分を日本が受け持つといふことは、あまり大きい計画ではないといふふうな思つておるものであります。従つて、その四百五十万トンの半分、二百二十万トン程度のものは、今後昭和三十八年における輸出計画として一応持つていいのじゃないか。なおそのほかに東南アジア以外のものも必要を考えてみますと、日本が輸出することのできるものは、さらに九十万トン程度のものを中南米その他の地域で予想できます。そういうことで昭和三十八年度の肥料年度の輸出量を二百二十万トンといふふうな考えますと、現在の能力と比べてみますと、今後の能力の増加は、従来のように年間五十万トンとかいふようなあまり大幅なものにははいけないといふことが考えられるのであります。そういう意味で、今後の合理化計画におきましては、能力があまりやたらにふえないようにしようといふので、先ほど御説明申し上げましたように、一応六百万トン程度のものを、今後の輸出可能性をにらみながら、実現していこうといふことにきめておるのでございませう。能力につきましては、この際政府で乱設なり、あるいは無計画な増加を相当抑制するといふような措置を講ずることが、一番適切であらうといふふうな考えておるわけでございます。

○久保田(豊)委員 いろいろ第一次計画についての政府側の反省点が述べられたわけですが、決してあげ足をとるわけではありませんが、国民所得が年々ふえておるのに、労賃だけが据え置きになるといふふうな前提は、初めから無理な話であります。また石炭や電力の合理化が行われるにしましても、今のような形における合理化が行われる限りは、石炭や電力のコストが急速に下がる——全体が大きな長期のインフレーション傾向の中で、これが急速に下るなんてことを予想されることも、少し無理じゃないか。当時はそのような答弁ではなかつたわけでありませう。今仕方がないからそういうふうな言いわけをしてつじつまを合せておられるのであつたと思つておられますが、政府の五カ年計画だつて、それはお先まっくらでは立つておらなかつたはずであります。こういう点はいかにいたしまして、私はやっぱり今のようなア系肥料の現状になりました根本は何かというところ、政府が確安資本家の言通りになつておつたといふことが一つだろつと思つておつた。たとえば合理化法の三条です。四、四条ですか、一応の規制その他ができるはずになつておるが、これが発動したことはほとんどないでしよう。にもかかわらず、業者の方はどうかというところ、世界全体の市場の状況なり、確安工業全体の動向というところはほとんど正確にキャッチせずに、むしろ合理化といふことは——もちろん合理化もその当時の段階ではあつたわけですが、施設の増強によってコスト引き下げをしよう、むしろコスト引き下げといふことよりは施設の増強によって、自分の市場における地位を有利にしよう、それによって利益を増そう、こういうふうな傾向の方が非常に強かつたといふふうな私どもは思つておる。これに対して政府が何らの規制を加えることがなかつたといふこと。それから御承知





あろうという数字を突は持っておりませんが、そういうふうな方向もできるだけいたしていきたい。製鉄所の廃ガスも、できるだけ肥料の合理化に導入いたしまして、これを生かしていきたいというふうな考えております。ただ企業形態等についてはいろいろ問題もありまして、少くともそういうガスは大いに活用してコストの切り下げに努めていきたいというふうに思っております。

それからなお、この合理化計画の主たる部分が石油のガス化にある、原油のガス化にあるということをお指摘を受けました。大体一番大きい分野を占めるのは石油でございます。これは大体全体の四割程度でございます。そのほかに廃ガスとしては、一応はつきりしているのは一割程度ということになる。全体のアンモニアの生産量の割程度、それから天然ガスが二割くらい、それからコークスのガスが大体八割というところで、それらを大体合せてみますと、八二％という流体制の合計の量が出るわけでございます。そういう廃ガスの活用はわれわれも今後大いにやっていきたい。ただ遺憾ながら日本のそういう製鉄業なりあるいは石油精製業なりは、アメリカその他のものと比べまして規模が小さいために、その廃ガスの量が小さくて、それによる肥料の生産量が外国でやっているほど大きいものに達しないというところは、これはどうも否定できない点でございます。将来はそういうものの活用に向けて極力努力していきたいというふうな考えております。

ように製鉄なりあるいは天然ガスなり、あるいは石油精製工業の廃ガスというものは、どのくらいあるかということはお調べがたいとお察しなすか。私が見た雑誌によりますと、現在の製鉄の合理化計画によりまして、三十五年度では三千四百四万立方メートルの廃ガスが出る、これを硫酸化すれば二百八十五万トンになる、ただし今当局が御計画になっておられるのは七十万トン程度だ、これが四十年になると今の計画でいくと、四千二百六十万立方メートルになる、それによる硫酸の生産量は、これを全部換算すると四百四十万トンある、こういうふうなことがいわれております。ですから、私は製鉄の廃ガスなり石油の廃ガスなり、コークス炉ガスなり天然ガスなり、これはいろいろほかにも用途がありまから、全部これにやるというわけにはいきませんが、基本的な資源調査をされて、その上で計画を立てられることが必要ではないかと思つてます。もちろんそういう点も第二次合理化計画の中には織り込んだとは思いますが、少くともいたした資料で見ると、そういう点より一番手つと早くいける石油のガス化を中心にしてやってみようという点、これは現在の工場施設をそのまま生かしていき、転用していき、こういう点に重点が置かれ過ぎて、こういう国の貴重な資源を全面的に使つていくという点に———そうしてコスト・ダウンをほんとうにやろうという点よりは、むしろ現在の工場を生かしていき、ということの方向に重点が置かれていくように私どもには見受けられるのですが、この点はどうかという点と、少くともア系肥料工業の流体制、これ

に活用のできる資源というものは、実際にどのくらいあるのか、こういう点の調査がついておられるのか、ついておられないのか。それと今言った既設の工場を中心にした合理化計画か、あるいは新しいそういう資源に対応した新しい施設をやつていくのか、この点も明確にしていただきたいと思つてます。

○森(警)政府委員 第二次合理化計画は一応お手元に差し上げてございまして、これは単に原材料がこの程度、つまり供給可能であるということ、このくらい生産ができるであろうというふうな単なるペーパー・プランではございまして、各工場が一応現実を持っておる計画を取りまとめたものでございまして、そういう意味では、まだ先生のおっしゃるような理想的な要素が足りないのではないかと、非難も出るのではないかと思つてますが、現在計画としてお出しするところならば、こういう程度のもので出せないと思つてます。これを作るためには、今後五六年間にそういう廃ガスのようなものでも、現実に企業化できるものは、はつきりつかんで行きたいということでありまして、つまり計画に非常に具体性を持たせるために、そういう理想的なものは、あるいは御希望のようなものがたくさん入っていないかもしませんが、これは現在のところ計画としてきまつたものとしてお見せする限りやむを得ないことだと思つてます。

うし、あるいは多くはむしろこれから後に、そういうことになるかもしれないと思つておられます。いずれにしてもそういう安い資源の調査につきましても、今後私どもいろいろ進めていきたいと思つてます。ただあちこちに少しづつ資源が、散らばつた廃ガスがあつたのでは、計算上それがみな硫酸になれば何トンというふうに出ましようが、企業として作つていく場合には、それをそのまま硫酸に換算するわけにはいかまいと思つてます。工場への輸送距離あるいはまたまいった量にならなければならぬ。そういう意味で企業化するために、さらに調査をその上に重ねていかなければならないと思つてますが、これらはさらに私の方で努力していきたいと思つてます。

それから既存の工場を中心にして計画を作つておられるという御非難でございますが、立地にとらわれないで流体制をやつていこうとすれば、どうしても原油のガス化になるわけですが、天然ガスにしてもガスが出る近所に工場を作らなければならぬ。また廃ガスにしても廃ガスが出る近所に作らなければならぬ。立地条件の制約なしで流体制をやつていこうとすれば石油にならざるを得ない。こういうことで現在進めておられますが、しかし将来そういう廃ガスの活用につきましても、さらに計画を作りまして、企業形態としてはこれが既存の工場と提携して、水素の供給を、そういう製鉄とかそのほかの工場から受けまして、そしてできるだけの既存の工場と提携して、できるだけその生産をやつていくようにすれば、能力はさうふえないが、合理化は非常に理想的に推進できることになるのであ

りまして、そういうふうな方向で製鉄ガスの活用もしていきたいと考えております。

○久保田(農)委員 もう一点今の点に連関して、私が申しました筋は一般的な筋だろと思うのです。従つてこれを具体化するにはどだけだけ企業化できるかということが重点になつてくると思つてます。そこで、今のお話にもありましたが、現存の工場を中心にして、こういう廃ガス資源を企業化できるかという点が出された計画だろと思つてます。そうすると、今御説明のあつた通り、原油のガス化が重点になつて、ほかのものはある程度は利用されますけれども、ほとんど進まないという結果にならうかと思つてます。私はいは、これはやはりいけないのじゃないかと思つてます。もちろん企業化ということも重点になります。ですから私は、日本のこれからの第二次合理化では、既存の工場重点主義ということでは、ただでではなくて、こういうガス資源の企業化という観点から、もう一度基本的に調査をされて、既存の工場ばかりにとらわれないで、新しい施設も十分に企業化できて、しかもそれが十分安く上げ得るなら、どうもそういう工場を作るといふことでも必要だと思つておられます。この点についてなお一そう御研究と御調査をお願いしたい。

それに連関して申し上げたいのは、さつきからいろいろ御説明がありましたが、これからの合理化は既存の工場を中心にして、そして大体的にいうと三十八年度で約六百万トン程度、肥料懇談会等では五百万トン程度というふうなことが一応の施設の目

標になって、そしてできるだけ新施設や、そういう能力を増すような施設は押える。そして既存の工場の合理化というが流体力を推進する。これは基本的にそれでよろしいと思えます。しかしこの運用を誤りますと現存工場中心主義になって、新しいものは出でこない。これでは私はやはりだめだと思ふ。ですから私は十分に企業採算が合つて、しかも現存工場を土台にして流体力をはかるよりも、新しい工場を作つて流体力をはかる方が、なお安くできるというものについては、能力のいかにかわらず、全体としてその能力の増のいかにかわらず、どうしても私はどしどし作るべきだと思ふ。そして能率の悪いものはどんどん切つて落す、あるいは転換をさせるという程度のことをやらなければ、かの四十五ドルなり四十七ドルの線というものは、なかなか破れないのじゃないかと思ひます。私は今の合理化の一番基本の点はその点にあるのではないかと思ふ。この点で、現存工場を流体力するということとを土台とすれば、大体今御説明のあつた程度の四十五ドル程度にしかいかないかもしれない。しかし、私はそういう新しい企業の場合に合つたものをどしどし作らせる。そして立地条件その他によつて落ちていくものは当然あるわけです。それをとつてつたような合理化にしても、なかなか基本的な合理化にいかぬ点があると思ひます。そういう点は嚴格に行指導なり、あるいは二条、三条なりの発動を通じて、むしろ一面においては、そういう非常に安くできるいいものはどしどし工場を作つていく、一面においては悪いものは

切つていくなり、業種転換をはかるといふことで、積極的にやつていかなければ、まず現在の工場能力を中心にしてといふことでは、うまくいかなないので、この点はどういうふうにかへられておるのか。今までの御説明では、政府のお考えはそれとは全く反対のようです。既存の工場の流体力をはかるということが現状である。そうすると立地条件その他のいろいろな条件から見て、どうしても石油のガス化というやうなことが重点にならざるを得ない。ところが、世界各国の、日本以外にどのどん行くのではないか。そうして五年後には、またせつかく四十五ドルを実現しても、そのときにはまた片びつこになつて、いろいろな問題が出てくることにならうかと思ひますが、この点についてのお考えはどうなつておるのか。工場の新増設の能力の規制の問題と、今の合理化の基本的な要求といふ点と、進め方の問題との調整をどういふふうにはかかつていくつもりか、この点を一つ明確に御答弁をいただきたいと思ひます。

○森重政府委員 たいだいま今後の能力につきまして肥料懇談会では、五百万トンを目標にしてというふうなお話がございますが、これは生産量の目標でございます。従つて能力に換算します場合には、およそ一割増になりまして五百五十万トン、そのほかに工業用アンモニアが五十万トン。能力六百万トン程度と私たちが申し上げておるのは、生産五百万トン、肥料用のアンモニアの五百万トンの計算になるわけでありまして、これは昨年四月と比べますと、百五十万トンくらいふえるわけでありまして、すでにわれわれも従来立地にとらわれないで、どんどん合理化を進めるやうなことをやつてきておるわけですが、またそういう点については技術導入の面でありまして、政府が許可を与え、天然ガスの工場などに新設等も認めてきておるわけですが、そういうすでに認められたものは現に工事中である。それがだんだん完成していくものが九十万トン前後あるわけですが、それから現在六百万トンの計画の中には純然たる増加が、やはり五十三万トン前後一応組み入れてあります。その程度の増加を考えておるわけです。既存工場以外に全然新しいものを認めないという考え方はないわけでありまして、それから合理化を端的に進める上におきましては、たいだいま御指摘のやうな点、これはまことにごもっともなことでございます。それから先、それはそれで全部を割り切ることとも問題があるかと思ひますが、それは需給の混乱を来たさない範囲で、そういう方針を執行していくということが、現実の行政としてはやはり大事なものであると思ひます。しかし、少くとも今後五年間に数十万トンの能力の増加は一応予定しておるわけでありまして、それ以上の増加を認めるかどうかということになりますと、やはり合理化推進上の効果と需給の混乱を防ぐという、この二つをならみ合せながら処理していかなければならぬと思つておるのでございます。御指摘の点は一番りっぱな考え方でございまして、われわれもそういう考え方を中心にしてこれか

資金について市中融資もつかなくなつてくるという事態を招来することは、これまた警戒しなければいけないことであらうかといふことでございます。まして、根本的な考え方においては、私は御趣旨には賛成でございます。そういう需給の状況を見ながら、そういう方針を実現していくといふことで、今後進めていきたいと思ひます。

○久保田(豊)委員 今の点、大体根本において賛成だといふことでありますから、ぜひそういうふうなやうなことを進めたいと思ひます。ただ、今の需給の混乱の問題とか金融の問題、これらは当然調整をはかつていかなければならぬ問題で、それもただ何でもどんどん作れというわけではございませんが、どうも政府の今度の計画の中では、既存工場重点主義といふのが、あくまでも基本として貫かれておるやうに思ふのであります。この点はもう一度一つ御検討いただきたいと思つておるわけですが、そのほかの問題については時間がありませぬから、この次に続いた問題については御質問をいたしたいと思ひます。そういう意味で質問を保留いたしまして、一応ここでやめておきます。

○長谷川委員長 永井勝次郎君、たいだいま委員長に御意見をいたしたいと思ひますが、肥料の問題はメーカー側の立場と消費者の立場といろいろむずかしい問題をやらせておられますし、中には問題を正確に理解し合われないといふところから生ずるいろいろな誤解もあらうかと思ひますから、こういう案件がここで議題となりまして、たいだいまにメーカー側、消費者側、学者側あるいは産ガス生産者といふやうな関係のものを、一つ理事会等にお諮りいただきまして、この委員会に参考人としてこれらの人々を呼んでいただいで、十分この問題を審議していただくといふふうなお取り計らいをお願いしたい、これは委員長に対するお願いであります。

簡単に一、二お尋ねたいと思ひます。第二次五カ年計画によつてコストを四十七ドルに引き下げるといふ目標を持っておられる、これは単なる目標ではなくて、五カ年計画でありますから、積み上げられた数字だと思つておられますが、四十七ドルがどういふ形でコスト・ダウンできるのか、こういう積み上げた数字を伺いたい。

もう一つは、先ほど米久保田君からいろいろお話のありました通りに、その四十七ドルのコスト・ダウンができたときの産業構造といふものが、どういふ工場配置、どういふやうな内容になるのかといふことであります。たとえば産ガスなり天然ガスなりあるいは回収ガスなり、こういうやうなものがどんな形で活用されるか、そして既存の工場がどんな形になるのか、たとえば力のある方の工場だけが合理化が進んで、力のない方の工場があるいは脱落するとかいふやうなことになるのか、あるいは力の弱いところに合理化を促進して、そこがずっと盛り上つてくるのか、四十七ドルといふ一つのコスト・ダウンができた場合の肥料メーカーの構造といふものがどんな形になるのか、こういうことを一つ簡単に回答をお願いしたい。

第二点は、第一次合理化が産産に重点が置かれて、第二次合理化はやはり

価格の問題に重点が置かれ、その問題を追求していかねばならないと思ふわけでありませぬ。これはなかなか困難な、白紙にも書くのではありませぬから、既存の工場もありませぬ、非常にむずかしい困難な問題がそこにあると思ひます。急激な変化を与えてはいけな、こういうようなこと、いろいろなものがあると思ひますが、そういうようないろいろな問題を含めて、第二次合理化計画というものが樹立されたわけであらうと思ひます。そういう関係を追求めていきますためには、私はやはり西ドイツあたりが企業の一つの金科玉条として、消費者に奉仕しない企業というのだ、消費者に奉仕しない企業というのは、究極において成立できないのだ、こういうようなことを一つの企業の心がまえとして考へて参りますならば、私はこのコスト・ダウン、あるいはコスト・ダウンの方向にしましても合理化の性格にいたしましても、大体はつきりした数字が出てくるのではないか、かように考へますので、その点と、二点を一つ明確にお答え願ひたいと思ひます。

の違ひは主として原材料費の低下ということになるわけでございます。それから合理化達成後のメーカーの姿はどういうことになるかと申しますと、従来固体原料、つまり石炭、コークス等を使つておつたものの能力が、去年の四月は二百六十万トンございまして、それが昭和三十八年にはわずかに六十三万トンというふうな約二割程度に圧縮されてしまひます。半面に流体原料を使う設備の能力が去年の四月は百二十万トンございまして、昭和三十八年にはこれが約五百万トンくらいになるということで四倍くらいふえることに相なります。そういうふうにして質的な合理化の面で非常な進が見られるわけでございます。なおまたこの間天然ガスとか、あるいは廃ガス等を使うような工場の出現も若干予想しておるようなわけでございます。大体第二点といたしましては、そのような変化の状態を申し上げたいと思ひます。

す。そういう点からこれらの問題を十分検討した上で、この問題を国会を通過させるにしましてもやはり十分納得のいくまで審議するということで行きたいと考へておられます。さようにお取り計らいを願ひたいと思ひます。

【委員長退席、小川(平)委員長代理 着席】

○久保田(豊)委員 資料の要求を一ついたしたいと思ひます。その第一は、政府の第二次の五カ年計画の原料別のコストが出ておりましたら、これは大体見当がつくだろうと思ひますが、そういうものと、石油のガス化の場合はどういうふうになる、あるいはコークスのガス化の場合はどういうふうになる、天然ガスの場合はどうなるという、もっと基礎的な資料を一つ出していただきたい、こう思ふわけです。これを一つお願ひしておきます。

○小川(平)委員長代理 次会は明四日午前十時より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。午後一時三十九分散会

○森(善)政府委員 第一点の四十七ドルという合理化目標を達成後のコストは、現在に比べるとどういふ点が違つておるのか、どういふ原価構成要素が違つてきておるのかということでございますが、これは先ほどもお話のありましたように、水素を最も安く入手するところ、今後の合理化の重点があるわけでありまして、従つて現在の平均コストと、この四十七ドルと

○野原委員 関連して、もう時間もありませんから、私質問は次会に保留しますが、ただいま永井委員からお話がございましたが、この問題は非常に重大な問題でもあるし、生産者の方や消費者の方の側からも参考人を出していただいて聞きたいという永井委員の提案に私も同感でございます。さようにお取り計らいを願ひたいと思ひます。なおこれは肥料二法という大きな問題でありますので、今までの五カ年の結果と、今後の計画というものについて、やはり折り目を正す意味で始めたい、一応一つ過去における実績と今後の計画というものを十分検討して見る必要があると思ふのでありま

す。そういう点からこれらの問題を十分検討した上で、この問題を国会を通過させるにしましてもやはり十分納得のいくまで審議するということで行きたいと考へておられます。さようにお取り計らいを願ひたいと思ひます。